



# 令和6年度相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度 認定証贈呈式を開催します

一定以上の地域貢献活動等を行った大学生及び学生グループに対しその活動を認定する 「相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度」において、認定された方々をお招き し、認定証贈呈式を開催します。

制度開始から11年目となる今年度は、過去最多の135名の学生及び12団体の学生グループを認定しました。

学生生活と並行しながら、地域や市民のために日頃からボランティア活動に携わる皆様に 感謝の意を表すとともに、さらに活躍の場を少しでも広げていただくための応援の意味を込 めて、市長から直接、認定者の皆様に贈呈するものです。

- 1 日 時 令和7年2月4日(火)午前10時~午前11時30分
- 2 場 所 ウェルネスさがみはら 7階 視聴覚室
- 3 認 定 者 個人135名 学生グループ12団体

#### <内訳>

・青山学院大学\* 個人48名 学生グループ2団体

・麻布大学\* 個人 1名

・和泉短期大学\* 個人20名 学生グループ1団体

・桜美林大学\* 個人13名 学生グループ1団体

・北里大学\* 個人16名 学生グループ1団体

・相模女子大学\* 個人 2名 学生グループ1団体

・女子美術大学\* 個人 8名

・東京家政学院大学\* 個人 7名

・法政大学\* 個人 4名 学生グループ5団体

・その他 個人16名 学生グループ1団体

\*…本市と包括連携協定を締結している大学

- 4 当日出席者 個人40名 学生グループ8団体
- 5 制度概要 別紙のとおり
- 6 取材について 取材を希望される場合は、直接会場までお越しください。





以前に開催された贈呈式の様子

【認定条件】個人・団体とも活動時間30時間以上または活動回数30回以上 【個人の認定区分】

- ・ボランティア学士……活動時間30時間以上または活動回数30回以上
- ・ボランティア修士……活動時間90時間以上または活動回数90回以上
- ・ボランティア博士……活動時間150時間以上または活動回数150回以上





問い合わせ先 市民協働推進課 電話 042-769-9225 (直通)

# 令和6年度 相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度 概要

#### 1 概要

一定以上の地域貢献活動等を自主的に行った大学生及び大学生によって構成される団体に対し、各課・機関及び包括連携協定締結大学等からの推薦に基づき、市から認定証を 贈呈します。

#### 2 認定証の意義

学生の行った地域貢献活動に対して、市として感謝の意を表するとともに、将来にわたり地域貢献に目を向け、活動していただくための励みとして贈呈するものです。

# 3 対象とする活動

# (1)活動の種類

- ア 市からの情報提供に基づく地域活動及び市民活動
- イ ア以外で独自に取り組まれる地域活動及び市民活動
  - ・大学が募集して行う活動
  - ・学生が自主的に行う活動など
- ※授業や単位と無関係に取り組まれるものに限る。
- ※報酬(交通費等の実費程度は可)を得ずに取り組まれるものに限る。

## (2) 認定に必要な活動実績と認定の種類

活動時間30時間以上又は活動回数30回以上の方に対し、認定証を贈呈します。 個人の場合は、活動実績により次の区分で認定証を贈呈します。

- ア 活動時間30時間以上又は活動回数30回以上でボランティア学士
- イ 活動時間90時間以上又は活動回数90回以上でボランティア修士
- ウ 活動時間150時間以上又は活動回数150回以上でボランティア博士
- ※それぞれの活動時間に満たなかった場合は、それを次年度に繰り越すことができる。

#### 4 認定実績

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
個人(人)	9	20	27	64	53	51	10	52	89	93	468
団体(団体)	1	2	2	5	3	3	1	2	6	9	34